

スタンダードプラン

料金表（低圧）

関西電力管内

2023年5月1日実施
株式会社NEXT ONE

料金表

目次

1. 契約種別	1
2. スタンダードプラン電灯 A	1
3. 日割計算の基本算式	2
4. 解約手数料	3
5. 本料金表の変更および廃止	3
附 則.....	4
1. 実施期日	4
別 表.....	5
1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金	5
2. 電源調達調整費	5
3. 燃料費調整額	6
4. 調達調整費	8
5. 市場調整費	8

この料金表（以下「本料金表」といいます。）は、関西電力管内における当社の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯、小型機器または動力をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、本料金表に定める基本料金、電力量料金、電源調達調整費および市場調整費における基準単価の金額は全て消費税等相当額を含みます。

1. 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	スタンダードプラン電灯A

2. スタンダードプラン電灯A

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 使用する最大容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- ロ 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 最大容量

最大容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(4) 料 金

料金は、最低料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（電源調達調整費）、別表5（市場調整費）を加算したもの

といたします。

イ 最低料金

最低料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき最初の15キロワット時まで	341.01円
---------------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20.31円
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25.45円
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27.83円

3. 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(1) 最低料金、基本料金を日割りする場合

$$\text{1月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

(2) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 15\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、(1)により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。算定された第1段階料金適用電力量、第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。また、契約種別、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合は、料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

(4) 電気の供給を開始し、または電気需給契約を解約した場合の(1)および(2)にいう検針期間等の日数は、次のとおりいたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日等から、供給開始の直後の検針日等の前日までの日数といたします。

ロ 電気需給契約を解約した場合

解約日の直前の検針日等から、当社が次回の検針日等としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

4. 解約手数料

(1) お客さまが更新月（供給開始月（電気需給契約が更新された場合は更新された月）から起算して36ヶ月目とその翌月を指すものとします。）を除き、契約期間において電気需給契約の解約を希望する場合は、次に定める解約手数料を要します。

9,000円+消費税

(2) 電気需給契約の変更または解約が次による場合、解約手数料は返金いたします。

イ 建替により解約する場合で、建替後も当社との電気需給契約を継続する場合

ロ 当社の供給する地域内での転居により解約する場合で、転居後も当社との電気需給契約を継続する場合

ハ 当社の供給する地域外への転居により解約する場合

ニ その他お客さまの責めに帰さない事由で解約する場合

(3) その他当社が定めるところにより、解約手数料を返金することができます。

5. 本料金表の変更および廃止

(1) 当社は、本料金表を変更する場合には、電気需給約款に準じます。

(2) 当社は、本料金表を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) 本料金表の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合は、電気需給約款2（変更）(2)および(3)に準じます。

料金表（附則、別表含む）制改定履歴

2022年11月1日制定

2023年5月1日改定

附 則

1. 実施期日

本料金表は、2023年5月1日から実施いたします。

別 表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の検針日から翌年の5月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりいたします。

お客さまからの申出の直後の5月の検針日から翌年の5月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(3)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 電源調達調整費

(1) 各契約種別における料金につき、燃料費調整額の加減と調達調整費の加算からなる電源調達調整費の加減を適用するものとします。燃料費調整額は「3.燃料費調整額」の定めに、調達調整費は「4.調達調整費」の定めに従うものといたします。

イ) 電源調達調整費単価は毎月変動いたします。

ロ) 每月の電源調達調整費単価は料金の算定期間毎にお客さまが受けた受給電力量へ適用され、当該料金算定期間の終期が属する月の1ヶ月前の第1営業日までに、当社ホームページにてご案内いたします。

(2) 電源調達調整費単価

電源調達調整費単価は、次の算式によって算定された値とする。

なお、電源調達調整費単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

$$\text{電源調達調整費単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{調達調整費単価}$$

3. 燃料費調整額

以下(1)によって算定された平均燃料価格が以下(2)に定める基準燃料価格を下回る場合は、以下(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、(1)によって算定された平均燃料価格が以下(2)に定める基準燃料価格を上回る場合は、以下(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

【燃料費調整単価の算定】

【関西】

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とする。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入する。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

※ $\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$ は、原油・LNG・石炭について、原油へ単位を合わせ、各燃料の構成比を乗じた係数（一定）

で、これによりそれぞれの燃料の平均価格から原油換算の平均燃料価格を算定いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(2) 基準単価（税込み）

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとする。

1キロワット時につき	16銭5厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値とする。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価}/1,000$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100\text{円}) \times \text{基準単価}/1,000$$

(4) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間にお客さまが受けた受給電力量に適用する。

なお、各平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとする。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

4. 調達調整費

当社の電力調達コストに連動した料金調整費を指します。

- イ 調達調整費単価は当社電力調達コストに増減があった場合に変動いたします。
- ロ 毎月の調達調整費単価は料金の算定期間毎にお客さまが受けた受給電力量へ適用され、当該料金算定期間の終期が属する月の1ヶ月前の第1営業日までに、当社ホームページにてご案内いたします。

5. 市場調整費

一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間で各地域のエリアプライスを当社の使用量に応じて加重平均した価格（以下当社エリア価格とする）を元に、以下に定める市場調整費の請求を行うものといたします。

なお、算定につきましては請求月の前月当社エリア価格を元に前月分を算出するものといたします。

(1) 市場調整費

JEPXのエリアプライスより算出した当社エリア価格が請求基準値を上回った場合、当社エリア価格から請求基準値を引いたものに1.10（以下「調達単価係数」といいます。）を乗じた値を算出します。各契約種別における料金に、(4) に定める市場調整費にて算出された値を加えるものといたします。

(2) 請求基準値の設定

請求基準値は以下の通りといたします。

請求基準値=22.50

(3) 請求基準値の改定

当社は、毎年4月1日、7月1日、10月1日、1月1日、の年4回、請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものとし、当社のホームページにて改定後の請求基準値を公開するものといたします。

(4) 市場調整費の算定

市場調整費の算定方法は以下の通りといたします。

$$\text{市場調整費} = (\text{前月当社エリア価格} - \text{請求基準値}) \times 1.10 \times \text{当月使用電力量 (kWh)} \times (1 + \text{消費税率})$$

(5) 市場調整費適用期間

市場調整費算定対象の期間において当社エリア価格が請求基準値を超えた場合、(4) によって算定された市場調整費を市場調整費適用期間にお客さまが受けた受給電力量に適用するものといたします。

市場調整費算定対象	市場調整費適用期間
4月1日から4月30日までの調達価格	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
5月1日から5月31日までの調達価格	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
6月1日から6月30日までの調達価格	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
7月1日から7月31日までの調達価格	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
8月1日から8月31日までの調達価格	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
9月1日から9月30日までの調達価格	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
10月1日から10月31日までの調達価格	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
11月1日から11月30日までの調達価格	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
12月1日から12月31日までの調達価格	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
1月1日から1月31日までの調達価格	その年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
2月1日から2月28日までの調達価格 (閏年となる場合は、2月29日までの調達価格)	その年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
3月1日から3月31日までの調達価格	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間